大阪市生活支援型食事サービス利用者負担額軽減にかかる協定書

大阪市（以下「甲」という。）と、**≪事業者名（別紙のとおり）≫**（以下「乙」という。）は、次のとおり大阪市生活支援型食事サービス利用者負担額軽減を実施するにあたり、この協定を締結する。

（総則）

第１条　甲は大阪市生活支援型食事サービス利用者負担額軽減事業の参加事業者として乙を決定し、乙はこの決定を受けて大阪市生活支援型食事サービス利用者負担額軽減事業（以下「当該業務」という。）を行うものとする。

２　乙は本協定書、大阪市生活支援型食事サービス利用者負担額軽減にかかる仕様書（以下「仕様書」という。）及び大阪市生活支援型食事サービス利用者負担額軽減要領（以下「軽減要領」という。）に基づき、当該業務を履行しなければならない。

３　前項に明記のされていない仕様があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（協定期間）

第２条　この協定の期間は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。

（業務の範囲）

第３条　乙は甲が大阪市生活支援型食事サービスの利用を決定した対象者（以下「対象者」という。）に対して、本協定書及び軽減要領に基づき、利用者負担額軽減業務を実施する。業務内容は仕様書により定める。

（法令上の責任等）

第４条　乙は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号。以下「コンプライアンス条例」という。）における委託先事業者に係る規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

（個人情報等の保護に関する乙の責務）

第５条 乙は、この協定の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和６年大阪市条例第５号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

２　乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（文書の管理・保存等）
第６条 乙は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。「以下「対象文書」という。」）について、適正に管理し、保存しなければならない。
２ 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し第三者から本市に対する開示の申出があったとき、または甲が必要としたときは乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
３ 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
４ 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、引き渡すあるいは処理しなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第７条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
２ 乙は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）
第８条　乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
２ 乙は、甲の承諾なく、仕様書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
３ 乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前２項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
４ 前３項の規定は、この協定が終了した後又は当該業務の参加事業者の決定を取り消した後においても、同様とする。

（自己による業務の実施）
第９条　乙は、当該業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（履行報告）
第 10 条 乙は、仕様書に定めるところにより、この協定の履行について甲に報告しなければならない。

（協定の変更）
第 11 条 当該業務に関し、関係法令の改正が行われた場合、又は当該業務の前提条件や内容を変更したとき及び特別な事情が生じたときは、甲と乙とが協議して、この協定の規定を変更することができる。

（仕様書等の変更）
第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは協定期間若しくは軽減金額、軽減金額経費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）
第 13 条 甲は、必要があると認めたときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
２ 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、協定期間若しくは軽減金額、軽減金額経費を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（一般的損害）
第 14 条 業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項又は第３項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）
第 15 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
２ 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
３ 前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

（軽減金額経費の支払い）
第 16 条　乙が対象者に対し利用者負担軽減を実施し、その履行を甲が確認した際には、甲は乙に軽減金額経費を支払う。
２ この軽減金額経費は別紙「利用者負担軽減額及び軽減金額経費一覧表」で定める。
３ 軽減金額経費は、乙からの書面による請求に基づき支払うものとする。
４ 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に軽減金額経費を支払わなければならない。

（甲の解除権）
第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定の解除及び当該業務

の参加事業者としての決定を取り消すことができる。
(1) 正当な理由なくこの協定の全部又は一部を履行しないとき。
(2) 乙の責めに帰すべき事由により履行の見込みが明らかにないと認められるとき。
(3) この協定の締結又は履行について不正な行為があったとき。
(4) この協定の履行にあたり甲の指示に従わないとき又は甲の職務の執行を妨げたとき。
(5) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
(6) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
(7) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
(8) 大阪市生活支援型食事サービス業務委託（概算契約）が解除されたとき。
(9) 前各号のほかこの協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達することができないと認められるとき。

（誓約書の提出）
第 17 条の２ 乙及び大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第７条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う協定の解除）
第 17 条の３ 甲は、暴力団排除条例第８条第１項第６号に基づき、乙が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この協定を解除する。
２ 甲は、暴力団排除条例第８条第１項第７号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この協定を解除する。

（協定期間満了前の発注者の任意解除権）
第 18 条 甲は、協定期間が満了するまでの間は、第 17 条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この協定を解除することができる。
２ 甲は、前項の規定によりこの協定を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）
第 19 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。ただし、乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。
(1) 第 13 条の規定による業務の中止期間が協定期間の 10 分の５（協定期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
(2) 甲がこの協定に違反し、その違反によってこの協定の履行が不可能となったとき。

２ 乙は、前項の規定によりこの協定を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（変更の届出）
第 20 条 乙は、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（補則）
第 21 条 この協定書に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。
上記の業務について、甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び各条項によって公正な協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本協定の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和９年４月１日

甲　大　阪　市
契約担当者　　大阪市福祉局長　向井　順子　　印

乙　【受注者住所】
【受注者代表者】　　印